

Agent i（無償版）が生成した＊「子どもの権利とビジネス原則」実践のヒント

＊生成日：2026 年10月19 日。フォントサイズ等の体裁は一部読みやすい形に整えていますが、文言は生成された原文のままです。

【使用したプロンプト（指示文・質問文）】

人口 1 万人ほどの町でクリーニング店を個人で経営していますが※、ユニセフ等が提唱する「子どもの権利とビジネス原則」に基づいた形で本業を進めるにあたり、どのような取り組みができるでしょうか？ ユニセフ等が以下の URL 先のページで紹介する以下の諸ツールも参考に、できるだけ具体的な形で提案・例示してみてください。
https://www.unicef.or.jp/crb/tools/ https://www.unicef.or.jp/crb/tools/tools05.html

※ホームページをお持ちであれば、下線部を「次の URL の企業（事業所・店舗）に」に置き換え URL を記入いただくだけでも回答が得られるようです。

まずの考え方

ユニセフなどが示す「子どもの権利とビジネス原則」は、大企業だけでなく小規模事業者にも当てはまります。特に出発点になるのは、方針によるコミットメントと影響評価です。日本ユニセフ協会のツールでも、企業方針や行動規範に子どもの権利を組み込み、事業が子どもに与えるリスクや機会を点検することが勧められています。（unicef.or.jp）

店でできる柱

方針を短く明文化

店の規模なら、まず A4 一枚の方針で十分です。たとえば次の内容です。

- 子どもの安全と尊厳を大切にする
- 子育て中の従業員に配慮する
- 子どもに有害な広告や接客をしない
- 地域の子どもが安心できる店にする
- 仕入先にも無理な働かせ方や児童労働がないか気にかける

これはユニセフのいう**方針コミットメント**に当たります。（unicef.or.jp）

年 2 回の簡易チェック

ユニセフの影響評価ツールの考え方に沿って、次を確認します。

点検項目	見る内容	すぐできる対応
店頭安全	転倒や機械接触の危険	動線見直しと表示
化学物質	においと保管状態	鍵付き保管
働き方	学生や保護者の負担	シフト配慮
接客	子ども連れへの対応	待ち時間配慮

【免責事項】 本文は、参照元 URL 等の情報をもとに人工知能（AI）が自動生成したものです。記載されている内容は AI による要約・解説であり、必ずしも国連児童基金（ユニセフ）や日本ユニセフ協会の公式な見解や方針を示すものではありません。

点検項目	見る内容	すぐできる対応
地域影響	通学路や騒音	搬入時間調整

これは小さな店でもできる**子どもの権利影響評価**の形です。(unicef.or.jp)

本業での具体策

店頭と作業場

クリーニング店では、薬剤、熱源、プレス機、ハンガー、ビニール包装などが子どもに関わる論点になります。そこで次が有効です。

- 子どもが入りやすい待合と、入ってはいけない作業場を明確に分ける
- 危険物と洗剤は見えない場所に保管する
- 子どもの手が届く位置に針や安全ピンを置かない
- ハンガーの先端や包装袋での事故を防ぐ注意表示を渡す
- ベビーカーでも通りやすい通路幅を確保する

これは原則 5 の**製品とサービスの安全**や、原則 4 の**子どもの保護と安全**に沿う実務です。(unicef.or.jp)

接客とサービス設計

- 学校制服の受け渡し時期は混雑を分散し、長時間待たせない
- 名前の呼び出しはフルネームを避け、番号札も使う
- 忘れ物や届け物で来店した子どもを一人で奥に入れない
- 子ども連れ客向けに短時間で済む受け渡し導線を作る
- アレルギーや肌への刺激に不安がある家庭向けに、仕上げ方法の一般説明を用意する

雇用と働き方

町の店では、学生アルバイトや子育て世帯の従業員への配慮が重要です。

- 未成年を雇う場合は危険作業を切り分ける
- 学校行事や試験前は休みを取りやすくする
- 子育て中の従業員に急な早退の相談ルールを設ける
- 長時間残業や休日連続勤務を避ける
- パワハラや不適切な叱責を防ぐ簡単な行動ルールを決める

子どもの権利とビジネス原則では、児童労働だけでなく、**若年労働者、親や養育者への配慮**も重要視されています。(unicef.or.jp)

地域でできること

人口 1 万人規模の町では、地域との関係がそのまま子どもの権利配慮になります。

- 通学時間帯の配送や集配車の動線を見直す
- 学校行事の時期に制服の相談を受けやすくする
- こども食堂や学校行事に、現金寄付ではなく実務面の協力を考える
- 災害時は、必要に応じて毛布や衣類の簡易対応を地域と相談する
- 商店会で子どもの見守りや迷子対応の共通ルールを作る

【免責事項】 本文は、参照元 URL 等の情報をもとに人工知能(AI)が自動生成したものです。記載されている内容は AI による要約・解説であり、必ずしも国連児童基金(ユニセフ)や日本ユニセフ協会の公式な見解や方針を示すものではありません。

原則 7 では、地域社会への影響を見て、関係者と意味のある対話を行うことが示されています。(unicef.or.jp)

すぐ始める手順

1 か月目

- 店の子ども関連リスクを書き出す
- A4 一枚の方針を作る
- 危険箇所を点検する
- 従業員に 10 分だけ共有する

3 か月目

- 接客ルールと未成年就業ルールを決める
- 店頭表示を見直す
- 子ども連れ客の動線を改善する

半年後

- 一度やってみて困りごとを見直す
- 地域の学校や商店会と話す
- できたことを店頭や SNS で簡潔に伝える

参考にした情報

日本ユニセフ協会の「方針によるコミットメント」は、企業方針や行動規範に子どもの権利を組み込む進め方を示しています。(unicef.or.jp)
日本ユニセフ協会の「影響評価」は、子どもの権利に関するリスクと機会を点検し、具体的行動につなげる考え方を示しています。(unicef.or.jp)
ご提示の「その他のツール」ページでは、関連する評価や方針化のツールが案内されており、業種や立場に応じて深められます。(unicef.or.jp)

ご希望なら次に、**クリーニング店向けの子どもの権利方針 A4 たたき台**をそのまま使える文面で作れます。必要なら、次のどちらに近いか教えてください。

1. 店頭掲示向けのやさしい文面
2. 従業員向けの実務文面

【免責事項】 本文は、参照元 URL 等の情報をもとに人工知能(AI)が自動生成したものです。記載されている内容は AI による要約・解説であり、必ずしも国連児童基金(ユニセフ)や日本ユニセフ協会の公式な見解や方針を示すものではありません。